

本庁におけるオープンカウンタ（電子）の実施について

1 オープンカウンタ（公開見積競争）とは

インターネット上の「あいち電子調達共同システム（物品等）」に見積競争案件を掲示し、一定期間内にシステムを使用して電子的な見積競争により契約する方法です。

会計局調達課（調達第一グループ）では、下表の見積競争について、原則オープンカウンタを実施します。

営業種目 1件の 予定価格	紙・紙製品のうち印刷付き封筒 フォーム印刷	荒物・雑貨 電気製品 電算機器 文房具・事務用機器	贈答用品 学校教材等 時計・貴金属・眼鏡 通信機器 ガス器具 厨房機器 資材・素材 寝具・室内装飾・家具	繊維製品 スपोर्ट用品 食料品 警察用品・消防防災用品 自動車・自転車 写真機器 機械・器具 看板・旗・標識・徽章 紙・紙製品（印刷付き封筒除く） 映像・音楽用品 農業・園芸用品 医療・理化学・計測機器 薬品・試薬・農薬
250万円以下 160万円超				—
160万円以下 3万円以上				オープンカウンタ対象
3万円未満				—

- ・「あいち電子調達共同システム（物品等）」のホームページアドレス
<https://www.buppin.e-aichi.jp/>

2 参加資格

- (1) 該当案件の営業種目で入札参加資格者名簿（物品の製造等）に登録されている者であること。
- (2) 案件の公開日から開札日までの期間において、入札参加資格の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 案件の公開日から開札日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (4) 原則愛知県内に本店を有する者であること。

3 オープンカウンタの日時及び営業種目等

営業種目 曜日	文房具・事務用機器 電算機器	その他の営業種目
火曜日		午前8時：案件公開 正午：見積受付開始
水曜日	午前8時：案件公開 正午：見積受付開始	
木曜日		
金曜日	午後8時：見積受付終了	
月曜日	午前9時：開札	午後8時：見積受付終了
(翌週)火曜日		午前9時：開札

(注) 上記の日が休日等に当たる場合や同等品申請を受け付ける場合等には、日時を変更して実施する場合があります。案件毎の正式な見積スケジュールは、「あいち電子調達共同システム（物品等）」の「電子入札システム」にログインのうえ御確認ください。

※複数の営業種目に該当する案件については、主要な営業種目のスケジュールに合わせて公開となります。

(例) 「電算機器」と「電気製品」の両方で登録されている案件の場合、物品の性質が「電算機器」に近いものは水曜日に公開、「電気製品」に近いものは火曜日に公開

※「フォーム印刷」、「紙・紙製品」のうち印刷付き封筒にあっては、印刷原稿を調達課調達第一グループ（本庁舎1階西側）において閲覧していただくことができます。

原稿の閲覧期間：火曜日午前9時30分から（翌週）月曜日午後5時まで

（ただし、開庁日の開庁時間中に限ります。）

※「電算機器」、「文房具・事務用機器」については、見積受付開始までに案件一覧表をホームページにて公開します。

・「オープンカウンタ（文房具・事務用機器, 電算機器）の定時一覧表」のホームページアドレス
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shotatsu/opencounter.html>

4 契約者決定状況の公開

契約者の決定状況（案件名、決定者名、決定額等）は「あいち電子調達共同システム（物品等）」の「入札情報システム」により一般に公開されます。

5 その他

(1) 見積書提出は、課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（適用する税率が8%の場合は108分の100）に相当する金額（ただし、営業種目「警察用品・消防防災用品」のうち「消火器」については、税込み金額）を入力してください。

(2) 無効及びその他の事項については、愛知県物品等電子調達実施要領及び入札心得、契約条項等のとおりです。

・「愛知県物品等電子調達実施要領」のホームページアドレス
<https://www.pref.aichi.jp/0000017537.html>

・「愛知県入札心得」、「契約条項」等のホームページアドレス
<https://www.pref.aichi.jp/0000043132.html>

(3) 物品の納入時間は、開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後3時までに限ります。また、契約業者立会いのもと、県の実施する納品検査に合格したものに限り受領します。

- (4) 正式発注は、見積り決定の数日後に調達課が発行する発注書兼納品確認書・請求書（県様式）の交付（又は契約書の作成）をもってお知らせします。発注書兼納品確認書・請求書（又は契約書）は原則調達課でお渡ししますので、納品前に御来庁いただく必要があります。納品時には、発注書兼納品確認書・請求書と納品書（任意様式）等を併せて御提出いただきます。
- (5) 本内容は、変更することがあります。変更する場合は、同様にホームページでお知らせします。

担 当 調達第一グループ
電話番号 052-954-6645（ダイヤルイン）